

戸塚区公告第 1 4 4 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 15 日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	・宮下 久子 ・鈴木 梢
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料等還付通知書	
	(令和 8 年 8 月送付分)	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

戸保年第 2 9 9 4 6 号		課長	係長	担当者	公印承認
発 議	令和 8 年 9 月 10 日				
決 議	令和 年 月 日				

公 示 送 達 決 議 書

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	・宮下 久子 ・鈴木 梢		
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料等還付通知書			
	(令和８年８月送付分)			
掲示期間	掲示日から７日間を経過する日まで			
掲示場所	区役所ホームページ			
調査概況	項目	年月日	記 事	
	郵便送達	R ８ ・ ８ ・ 24	「宛所に尋ねありません」と返送	
	住民登録 調査	R ８ ・ ９ ・ ９	住民登録の異動なし	
	賦課関係 調査	R ８ ・ ９ ・ ９	資格情報の異動なし	
	実地調査			
	その他			